

令和5年竹田市農業委員会第1回総会議事録

1. 日 時 令和5年1月6日(金) 午後2時35分～午後3時36分

2. 場 所 竹田市役所 3階委員会室

3. 出席委員 13名

1番 後藤 善徳 2番 山村 徹 3番 長野 幸生 4番 和田 京子 5番 佐藤 隆幸
6番 佐藤 博一 7番 首藤 徳子 8番 工藤 一美 9番 本郷 敦子 10番 麻生 章治
11番 工藤 明秀 12番 釘宮 恒憲 13番 森 哲秀

4. 欠席委員 0名

5. 農業委員会事務局職員

事務局長：佐藤俊郎、次長：堀貴美子、農地係：河崎凌央

農政課職員

農業振興係長：志賀直樹

6. 議事

議案第1号 農地中間管理事業にかかる農用地利用集積計画の承認について・・・・・・・・・・6件
議案第2号 農用地利用配分計画案に対する農業委員会の意見について・・・・・・・・・・6件
議案第3号 農用地利用集積計画の承認について・・・・・・・・・・5件
議案第4号 農用地利用集積計画の承認について（大分県農業農村振興公社へ所有権移転）・・・・1件
議案第5号 農用地利用集積計画の承認について（大分県農業農村振興公社から所有権移転）・・・・1件
議案第6号 農地法第3条第1項の規定による許可申請について・・・・・・・・・・8件
議案第7号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について・・・・・・・・・・3件
議案第8号 非農地証明について・・・・・・・・・・4件

会長

あいさつ

局長

ただいまの出席委員数は13人で定足数に達しています。

(14時35分)

議長

只今から、令和5年竹田市農業委員会第1回総会を開会いたします。

本日の議事日程は、お手元に配布してあります日程表により、運営いたしますのでご了承願います。
それでは、審議にはいります前に、議事録署名委員の指名を行います。
議事録署名委員は、1 2 番釘宮恒憲委員、2 番山村徹委員の両名を指名いたします。

議長

報告事項について、事務局より報告をお願いします。

事務局

報告第1号について報告を申し上げます。

農地法第18条第6項の規定による農地の合意解約の通知が、5件ありましたので報告します。

なお、2番から4番の案件は、議案第1号農地中間管理事業にかかる農用地利用集積計画の承認に関連し、合意解約するものです。

また、5番の案件は、議案第4号大分県農業農村振興公社へ所有権移転にかかる農用地利用集積計画の承認についてと議案第6号農地法第3条第1項の規定による許可申請についての承認に関連し、合意解約するものです。

続いて、報告第2号について報告を申し上げます。

農地法第18条第6項の規定による中間管理事業にかかる農地の合意解約の通知が、6件ありましたので報告します。

2番の案件は、取下げとなっております。

なお、5番、6番の案件は、議案第4号農用地利用集積計画の承認について（大分県農業農村振興公社へ所有権移転）に関連し、合意解約するものです。

続いて、報告第3号について報告を申し上げます。

農地法第3条の3第1項の規定により、相続による所有権を取得したとの届出が、3件ありましたので報告します。

議長

報告事項について、質問等ありませんか。

(なしの声あり)

議長

無いようですので、これで報告事項は終了いたします。

議長

次に議案の上程を行います。

議案第1号 農地中間管理事業にかかる農用地利用集積計画の承認について、6件

議案第2号 農用地利用配分計画案に対する農業委員会の意見について、6件

議案第3号 農用地利用集積計画の承認について、5件

議案第4号 農用地利用集積計画の承認について（大分県農業農村振興公社へ所有権移転）、1件

議案第5号 農用地利用集積計画の承認について（大分県農業農村振興公社から所有権移転）、1件

議案第6号 農地法第3条第1項の規定による許可申請について、8件

議案第7号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について、3件

議案第8号 非農地証明について、4件

以上、34案件を本日の議案として提案いたします。

議長

議案第1号 農地中間管理事業に係る農用地利用集積計画の承認についてを議題といたします。

議案の説明を、事業担当課の農政課に求めます。

農政課

議案第1号は、農地中間管理事業により、土地所有者から大分県農業農村振興公社へ権利の設定を行うものがあります。

1番の案件は、取下げです。

続いて、2番の案件は、10年間の使用貸借による権利の設定を行うものです。

3番から7番の案件は、10年間の賃貸借による権利の設定を行うものです。

議長

只今、議案第1号について、担当課から説明がありましたが、ご意見、ご質疑はございませんか。

(なしの声あり)

議長

無いようですので質疑を終結いたします。

議案第1号について、これを承認することにご異議のない方は、挙手をお願いいたします。

議長

全員挙手でありますので、ご異議なしと認めます。

よって、議案第1号農地中間管理事業に係る農用地利用集積計画の承認についてはこれを承認することに決定します。

議長

続いて、議案第2号農用地利用配分計画案に対する農業委員会の意見についてを議題といたします。

議長

議案の説明を、事業担当課の農政課に求めます。

農政課

議案第2号の農用地利用配分計画案は、先程議案第1号で承認いただいた案件について、農地中間管理事業による権利の設定を、大分県農業農村振興公社から借受人へ行うものです。

農政課

議案第2号の1番から6番の案件は、取下げです。

続いて、7番の借り手は、〇〇〇〇です。

選定理由は、「借受者は、当該地域の人・農地プランの中心的経営体として位置づけられており、地域内で調整済み」です。

8番の借り手は、認定農業者である〇〇〇〇です。

選定理由は、「人・農地プランの中心的担い手としてマッチングした結果」です。

9番、10番の借り手は、認定農業者である〇〇〇〇です。

選定理由は、「人・農地プランの中心的担い手としてマッチングした結果」です。

11番の借り手は、認定農業者である〇〇〇〇です。

選定理由は、「人・農地プランの中心的担い手としてマッチングした結果」です。

12番の借り手は、認定農業者である〇〇〇〇です。

選定理由は、「人・農地プランの中心的担い手としてマッチングした結果」です。

議長

只今、議案第2号について、担当課による説明がありました。ご意見、ご質疑はございませんか。
(なしの声あり)

議長

無いようですので質疑を終結いたします。

議案第2号について、これを承認することにご異議のない方は、挙手をお願いいたします。

議長

全員挙手でありますので、ご異議ないものと認めます。

よって、議案第2号農用地利用配分計画案に対する農業委員会の意見については、これを承認することに決定します。

議長

ここで、休憩いたします。農政課の志賀係長は、退席してください。ありがとうございました。

(14時44分)

議長

再開します。(14時44分)

議長

議案第3号農用地利用集積計画の承認についてを議題といたします。

議案の説明を、事務局に求めます。

事務局

1番の借り手は、認定農業者である〇〇〇〇です。3年間の賃貸借、再設定です。

2番の借り手は、〇〇〇〇です。10年間の賃貸借、再設定です。労力3人、水稻中心の農家であり、借受農地の効率的な利用が見込まれます。

3番の借り手は、〇〇〇〇です。2年間の賃貸借、再設定です。労力2人、水稻中心の農家であり、借受農地の効率的な利用が見込まれます。

4番の借り手は、認定農業者である〇〇〇〇〇〇です。10年間の賃貸借、再設定です。

5番の借り手は、認定農業者である〇〇〇〇〇〇です。4年10か月間の賃貸借、再設定です。

以上の案件について現地調査した農地利用最適化推進委員から、借り手は農業経営に必要な要件をすべて満たしており、問題ないと報告を頂いています。

議長

只今、事務局による説明がありましたが、ご意見、ご質疑はございませんか。

(なしの声あり)

議長

無いようですので質疑を終結いたします。

議案第3号について、これを承認することにご異議ない方は、挙手をお願いいたします。

議長

全員挙手でありますので、ご異議ないものと認めます。

よって、議案第3号 農用地利用集積計画の承認については、これを承認することに決定します。

議長

続いて、議案第4号大分県農業農村振興公社へ所有権移転にかかる農用地利用集積計画の承認についてを議題といたします。

議案の説明を、事務局に求めます。

事務局

議案第4号の1番の案件は、所有者が市外在住のため、譲受人大分県農業農村振興公社へ所有権移転するものです。

議長

只今、議案第4号について、事務局より説明がありましたが、ご意見、質疑はございませんか。
(なしの声あり)

議長

無いようですので質疑を終結いたします。

議案第4号について、これを承認することにご異議のない方は、挙手をお願いいたします。

議長

全員挙手でありますので、ご異議なしと認めます。

よって、議案第4号 大分県農業農村振興公社へ所有権移転にかかる農用地利用集積計画の承認については承認することに決定します。

議長

議案第5号 大分県農業農村振興公社から所有権移転を受ける農用地利用集積計画の承認についてを議題といたします。

議案の説明を、事務局に求めます。

事務局

この議案第5号の1番の案件は、譲渡人大分県農業農村振興公社から譲受人〇〇〇〇へ、申請地の竹田市大字小塚宇市ノ坪〇〇〇〇番、畑1筆、面積 6、274平方メートルを農地売買支援事業により、所有権移転するものです。農業経営基盤強化促進法による所有権の移転であります。譲受人の経営規模は、64、304.77平方メートルであり、下限面積要件を充たしています。

議長

3番長野幸生委員に調査報告をお願いします。

3番長野幸生委員

議案第5号の1番の調査報告をいたします。

譲受人の、労力は3人です。農機具はトラクター5台、田植機1台、コンバイン1台を所有しております。野菜中心の農家であり、農地全部の効率的な利用と、農作業に常時従事することが見込まれます。また、周辺の農地の農業上の効率的かつ、総合的な利用の確保に支障は生じないと思われま

よって、許可要件のすべてを充たしており、原案のとおり許可に相当すると思えます。

議長

只今、調査報告がありましたが、ご意見・ご質疑はありませんか。
(なしの声あり)

議長

無いようですので質疑を終結いたします。

議案第5号について、これを許可することにご異議ない方は、挙手をお願いします。

議長

全員挙手でありますので、ご異議なしと認めます。

よって、議案第5号はこれを許可することに決定します。

議長

続いて、議案第6号農地法第3条第1項の規定による許可申請についてを議題といたします。

議長

最初に、1番の説明を、事務局に求めます。

事務局

議案第6号の1番の案件は、譲渡人〇〇〇〇・〇〇〇〇から譲受人〇〇〇〇へ、申請地の竹田市大字吉田字下津留〇〇〇〇番外2筆、田2筆畑1筆、合計面積1,737平方メートルを所有権移転するものです。譲受人の経営規模は、11,022平方メートルであり下限面積要件を充たします。

議長

9番本郷敦子委員に、調査報告をお願いします。

9番本郷敦子委員

議案第6号の1番の調査報告をいたします。

譲受人の労力は1人です。農機具は、田植機1台・耕うん機3台所有しており、稲作中心の農家で農地全部の効率的な利用と、農作業に常時従事することが見込まれます。また、周辺の農地の農業上の効率的かつ、総合的な利用の確保に支障は生じないと思われまます。

よって、許可要件のすべてを充たしており、原案のとおり許可に相当すると考えます。

議長

続いて、2番の説明を、事務局に求めます。

事務局

議案第6号の2番の案件は、譲渡人〇〇〇〇から譲受人〇〇〇〇へ、申請地の竹田市大字次倉字納野〇〇〇〇番外3筆、田4筆、合計面積12,195平方メートルを所有権移転するものです。譲受人の経営規模は、申請地と併せ12,195平方メートルとなり、下限面積要件を充たします。

議長

6番佐藤博一委員に調査報告をお願いします。

6番佐藤博一委員

議案第6号の2番の調査報告をいたします。

譲受人の労力は2人です。農機具は、耕うん機1台・お茶の機械を所有しており、お茶中心の農家で農地全部の効率的な利用と、農作業に常時従事することが見込まれます。また、周辺の農地の農業上の効率的かつ、総合的な利用の確保に支障は生じないと思われま

よって、許可要件のすべてを充たしており、原案のとおり許可に相当すると考えます。

議長

続いて、3番の説明を、事務局に求めます。

事務局

議案第6号の3番の案件は、譲渡人〇〇〇〇から譲受人〇〇〇〇へ、申請地の竹田市大字高伏字堀河〇〇〇〇番、田1筆、面積2,330平方メートルを所有権移転するものです。譲受人の経営規模は、32,925平方メートルであり下限面積要件を充たします。

議長

10番麻生章治委員に調査報告をお願いします。

10番麻生章治委員

議案第6号の3番の調査報告をいたします。

譲受人の労力は2人です。農機具は、トラクター5台・コンバイン1台・田植機1台所有しており、稲作・畜産経営中心の農家で農地全部の効率的な利用と、農作業に常時従事することが見込まれます。また、周辺の農地の農業上の効率的かつ、総合的な利用の確保に支障は生じないと思われま

よって、許可要件のすべてを充たしており、原案のとおり許可に相当すると考えます。

議長

続いて、4番の説明を、事務局に求めます。

事務局

議案第6号の4番の案件は、譲渡人〇〇〇〇から譲受人〇〇〇〇へ、申請地の竹田市荻町藤渡字小畑〇〇〇〇番、田1筆、面積1,134平方メートルを所有権移転するものです。譲受人の経営規模は、15,280平方メートルであり、下限面積要件を充たします。

議長

1 番後藤善徳委員に調査報告をお願いします。

1 番後藤善徳委員

議案第6号の4番の調査報告をいたします。

譲受人の労力は1人です。農機具は、トラクター3台・コンバイン1台・田植機1台所有しており、稲作中心の農家で農地全部の効率的な利用と、農作業に常時従事することが見込まれます。また、周辺の農地の農業上の効率的かつ、総合的な利用の確保に支障は生じないと思われま

よって、許可要件のすべてを充たしており、原案のとおり許可に相当すると考えます。

議長

続いて、5番の説明を、事務局に求めます。

事務局

議案第6号の5番の案件は、譲渡人〇〇〇〇から譲受人〇〇〇〇へ、申請地の竹田市荻町恵良原字横迫〇〇〇番、田1筆、面積 1, 257平方メートルを所有権移転するものです。譲受人の経営規模は、35, 474平方メートルであり下限面積要件を充たします。

議長

1 番後藤善徳委員に調査報告をお願いします。

1 番後藤善徳委員

議案第6号の5番の調査報告をいたします。

譲受人の労力は2人です。農機具は、トラクター1台所有しており、野菜中心の農家で農地全部の効率的な利用と、農作業に常時従事することが見込まれます。また、周辺の農地の農業上の効率的かつ、総合的な利用の確保に支障は生じないと思われま

よって、許可要件のすべてを充たしており、原案のとおり許可に相当すると考えます。

議長

続いて、6番の説明を、事務局に求めます。

事務局

議案第6号の6番の案件は、譲渡人〇〇〇〇から譲受人〇〇〇〇へ、申請地の竹田市荻町叶野字上叶野〇〇〇番外4筆、田3筆畑2筆、合計面積 2, 240平方メートルを所有権移転するものです。譲受人の経営規模は、74, 372平方メートルであり下限面積要件を充たします。

議長

1 番後藤善徳委員に調査報告をお願いします。

1 番後藤善徳委員

議案第6号の6番の調査報告をいたします。

譲受人の労力は1人です。農機具は、トラクター2台・コンバイン1台・田植機1台所有しており、稲作中心の農家で農地全部の効率的な利用と、農作業に常時従事することが見込まれます。また、周辺の農地の農業上の効率的かつ、総合的な利用の確保に支障は生じないと思われま

す。よって、許可要件のすべてを充たしており、原案のとおり許可に相当すると考えます。

議長

続いて、7番説明を、事務局に求めます。

事務局

議案第6号の7番の案件は、譲渡人〇〇〇〇から譲受人〇〇〇〇へ、申請地の竹田市久住町大字白丹字数子尾〇〇〇〇番、田1筆、面積1,570平方メートルを所有権移転するものです。譲受人の経営規模は、59,912平方メートルであり下限面積要件を充たします。

議長

5番佐藤隆幸委員に調査報告をお願いします。

5 番佐藤隆幸委員

議案第6号の7番の調査報告をいたします。

譲受人の労力は2人です。農機具は、トラクター3台・田植機1台所有しており、稲作・野菜中心の農家で農地全部の効率的な利用と、農作業に常時従事することが見込まれます。また、周辺の農地の農業上の効率的かつ、総合的な利用の確保に支障は生じないと思われま

す。よって、許可要件のすべてを充たしており、原案のとおり許可に相当すると考えます。

議長

続いて、8番の説明を、事務局に求めます。

事務局

議案第6号の8番の案件は、譲渡人〇〇〇〇から譲受人〇〇〇〇へ、申請地の竹田市久住町字添ヶ津留字鴨獅子〇〇〇〇番外11筆、田8筆畑4筆、合計面積11,820平方メートルを所有権移転するものです。譲受人の経営規模は、申請地と併せ13,463平方メートルとなり下限面積要件を充たします。

議長

5番佐藤隆幸委員に調査報告をお願いします。

5 番佐藤隆幸委員

議案第6号の8番の調査報告をいたします。

譲受人の労力は1人です。農機具は、耕うん機1台所有しており、稲作中心の農家で農地全部の効率的な利用と、農作業に常時従事することが見込まれます。また、周辺の農地の農業上の効率的かつ、総合的な利用の確保に支障は生じないと思われま。

よって、許可要件のすべてを充たしており、原案のとおり許可に相当すると考えます。

議長

続いて、9番の説明を、事務局に求めます。

事務局

議案第6号の9番の案件は、取下げとなっております。

議長

只今、議案第6号について、担当委員による報告がありましたが、ご意見、ご質疑はありませんか。
(なしの声あり)

議長

無いようですので質疑を終結いたします。

議案第6号について、これを許可することにご異議ない方は、挙手をお願いします。

議長

全員挙手でありますので、ご異議ないものと認めます。

よって、議案第6号農地法第3条第1項の規定による許可申請については、これを許可することに決定します。

議長

続いて、議案第7号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について、1番の説明を事務局に求めます。

事務局

議案第7号の1番の案件は、申請地、竹田市大字中字折立〇〇〇〇番、面積1,761平方メートルの登記地目、田です。この申請地は農用区域内の農地です。転用目的は、畜舎です。申請者は、畜産経営の農家で、既存の畜舎だけでは足りなくなったため、規模拡大のため牛舎増築を計画したものです。排水については、既存側溝へ流す計画で、土地改良区の承諾も得ています。工事期間は、令和5年5月1日から令和5年12月31日までを予定しています。転用許可基準は、「農振法第8条第4項に規定する農用地利用計画において指定された用途に供するために行われるものであること」に該当すると考えられます。

議長

6番佐藤博一委員に調査報告をお願いします。

6番佐藤博一委員

議案第7号の1番の調査報告をいたします。

現地確認の結果、周辺農地への日照等に支障を及ぼすおそれがなく、計画を実施できることが確実と認められるため、原案のとおり許可に相当すると考えます。

議長

続いて、2番の説明を事務局に求めます。

事務局

議案第7号の2番の案件は、申請地、竹田市大字君ヶ園字下矢倉〇〇〇〇番、面積470平方メートルの登記地目、田です。この申請地は農用地区域外の農地で、ほ場整備等農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い第2種農地です。転用目的は、一般住宅です。申請者は、現在借家に住んでおり、持ち家を考え、申請地の所有権を移転し住宅建設を計画したものです。排水については、道路側溝へ流す計画で、建設課と協議済みです。工事期間は、許可後から令和5年6月30日までを予定しています。転用許可基準は、「申請に係る農地に変えて周辺の他の土地を供することにより当該申請に係る事業の目的を達成することができない場合」に該当すると考えられます。

議長

6番佐藤博一委員に調査報告をお願いします。

6番佐藤博一委員

議案第7号の2番の調査報告をいたします。

現地確認の結果、周辺農地への日照等に支障を及ぼすおそれがなく、計画を実施できることが確実と認められるため、原案のとおり許可に相当すると考えます。

議長

続いて、3番の説明を事務局に求めます。

事務局

議案第7号の3番の案件は、申請地、竹田市大字刈小野字刈小野津留〇〇〇〇番、面積495平方メートルの登記地目、田です。この申請地は農用地区域外の農地で、ほ場整備等農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い第2種農地です。転用目的は、一般住宅です。転用者は、現在隣にある本宅に住んでいますが、持ち家を考え、親から子へ申請地の所有権を移転し住宅建築を計画したものです。排水については、既

存側溝に流す計画で、刈小野井路の承諾書も得ております。工事期間は、許可後から令和5年6月30日までを予定しております。転用許可基準は、「申請に係る農地に変えて周辺の他の土地を供することにより当該申請に係る事業の目的を達成することができない場合」に該当すると考えられます。

議長

8番工藤一美委員に調査報告をお願いします。

8番工藤一美委員

議案第7号の3番の調査報告をいたします。現地確認の結果、周辺農地への日照等に支障を及ぼすおそれがなく、計画を実施できることが確実と認められるため、原案のとおり許可に相当すると考えます。

議長

只今、議案第7号について、担当委員による報告がありましたが、ご意見、ご質疑はありませんか。

3番長野幸生委員

3番の案件は残地はどうするのでしょうか。

事務局

残地は農地で使います。

議長

他にありませんか。

(なしの声あり)

議長

無いようですので質疑を終結いたします。

議案第7号について、許可することにご異議ない方は、挙手をお願いします。

議長

全員挙手でありますので、ご異議ないものと認めます。

よって、議案第7号 農地法第5条第1項の規定による許可申請については、これを許可することに決定します。

議長

続いて、議案第8号 非農地証明について、農地法第2条第1項に規定する農地に該当しない旨の証明願が提出されましたので、証明書を発行してよいか意見を求めます。1番の案件について、事務局に説明を求

めます。

事務局

議案第8号の1番の案件は、申請者〇〇〇〇の所有する、申請地竹田市大字竹田字山川〇〇〇〇番、登記地目畑1筆、面積605平方メートルの非農地申請をしたものです。申請地は、亡父が昭和8年頃から申請地の一部を家の庭として使用し、一部は当時より山林化しており、現況は山林となっています。顛末書が添付されています。

議長

2番山村徹委員に調査報告をお願いします。

2番山村徹委員

1番の案件の調査報告を致します。

現地確認の結果、現状は山林となっております。現状からみて、農地への復旧が困難と思われま

よって、非農地証明をすることに問題はないと考えます。

議長

続いて、2番の案件について、事務局に説明を求めます。

事務局

議案第8号の2番の案件は、申請者〇〇〇〇が所有する、申請地竹田市大字会々字平〇〇〇〇番外1筆、登記地目畑2筆、合計面積672平方メートルの非農地申請をしたものです。申請地の〇〇〇〇番は昭和63年7月19日、居宅を建築し現況は宅地となっています。〇〇〇〇番は昭和46年頃から、碎石を敷き詰め駐車場として利用し、現況は駐車場となっています。始末書が添付されています。

議長

2番山村徹委員に調査報告をお願いします。

2番山村徹委員

2番の案件の調査報告を致します。

現地確認の結果、宅地、駐車場となっております。現状からみて、農地への復旧が困難と思われま

よって、非農地証明をすることに問題はないと考えます。

議長

続いて、3番の案件について、事務局に説明を求めます。

事務局

議案第8号の3番の案件は、申請者〇〇〇〇の所有する、申請地竹田市大字米納字宮久保〇〇〇〇番、登記地目畑1筆、面積604平方メートルの非農地申請をしたものです。申請地は、亡父が昭和37年頃に簡易建物を建設し、現在は資材置き場として使用しており、現況は宅地となっています。顛末書が添付されています。

議長

8番工藤一美委員に調査報告をお願いします。

8番工藤一美委員

3番の案件の調査報告を致します。

現地確認の結果、宅地となっております。現状からみて、農地への復旧が困難と思われます。

よって、非農地証明をすることに問題はないと考えます。

議長

続いて、4番の案件について、事務局に説明を求めます。

事務局

議案第8号の4番の案件は、申請者〇〇〇〇の所有する、申請地竹田市久住町大字栢木字扇〇〇〇〇番、登記地目畑1筆、面積455平方メートルの非農地申請をしたものです。申請地は、亡兄が獣害が酷く農地として管理することができなくなり、平成14年頃から放棄地となり、現況は原野となっています。顛末書が添付されています。

議長

7番首藤徳子委員に調査報告をお願いします。

7番首藤徳子委員

4番の案件の調査報告を致します。

現地確認の結果、原野となっております。現状からみて、農地への復旧が困難と思われます。

よって、非農地証明をすることに問題はないと考えます。

議長

只今、議案第8号について、担当委員による報告がありましたが、ご意見、ご質疑はありませんか。

(なしの声あり)

議長

無いようですので質疑を終結いたします。

議案第8号について、非農地証明書を発行することにご異議ない方は、挙手をお願いいたします。

議長

全員挙手でありますので、ご異議ないものと認めます。

よって、議案第8号 非農地証明については、これを承認することに決定します。

議長

これで、本日提出いたしました議案の審議は全て終了いたしました。

以上をもちまして、令和5年竹田市農業委員会 第1回総会を閉会いたします。ご協力誠にありがとうございました。

(15時36分)

令和5年1月6日

竹田市農業委員会会議規則第13条の規定により署名する。

議 長

.....

署名委員

.....

署名委員

.....